

# 障害基礎年金について

障害年金とは、20歳になるまで、または年金制度に加入している間に、病気やけがなどで一定の障害が残ったとき、その程度に合わせて被保険者に支給される年金です。20歳になるまでに年金制度に加入していない人は障害基礎年金に、会社などで働いていてなんらかの年金制度に加入している人は障害厚生年金が支給されます。

ここでは、生まれつきの難聴や20歳前に難聴になった人が20歳になったときの障害基礎年金受給についての紹介とともに、手続きのポイントを紹介します。

**障害基礎年金がもらえるための要件は①～③の3つあります。**

## ①国民年金に加入している期間に初診日\*がある

→国民年金は20歳以上の方が入ります。初診日が20歳未満の場合は国民年金に加入していませんが、受給要件を満たすこととなります。

→会社などで働いている場合は障害厚生年金になるため、障害基礎年金は受給できません。

## ②保険料納付要件

(1) 初診日のある月の、前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること

(2) 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

→20歳前には国民年金に加入する義務がないため、保険料を納めていなくても問題ありません。

## ③一定の障害の状態にあること

→障害基礎年金の等級と身体障害者手帳の等級は異なります。

手続きをして、“一定の障害の状態”であると認められた場合に障害基礎年金の受給が受けられます。ここでの“一定の障害の状態”とは国民年金で定められた障害者等級表の1、2級のことです。身体障害者手帳の等級とは異なりますので注意しましょう。

	国民年金法での障害認定基準(目安)
1級	両耳の聴力レベルが100dB以上のもの
2級	両耳の聴力レベルが90dB以上のもの 身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの(両耳の平均純音聴力レベル値が80デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下)

## ～手続きの流れ～

①年金事務所や市(区)役所または町役場に相談

②「住民票」「診断書」「受診状況等証明書」「病歴・就労状況等申立書」「請求者本人の所得証明書」「障害基礎年金裁定請求書」などを提出

③「年金証書」「年金決定通知」「年金を受給される皆様へ」が日本年金機構から届く

④「年金証書」が届いてから約1～2ヶ月後に年金が振込まれる。(偶数月に2か月分入金)

## 《申請をした卒業生と保護者の方の手続きの経緯と感想》 ～卒業生(20歳・大学2回生・他県に通学中・夏休み帰省時に手続き)のケース～

20歳前日から14日以内に住まいの市役所の国民年金窓口で「国民年金被保険者資格取得届出書」を提出するように日本年金機構から封書が届き、本人が一人で市役所窓口に行き年金手続きについて聞いてきました。『①初診日の確認(日にちと病院名・現在の病院と同じか確認してくる。)②二十歳前の加入手続きをする。③学生納付特例を受けられるので学生証を持参する。』とメモ書きを渡され、次回保護者同伴できて欲しいと言われました。

後日、親と同伴で年金について説明を受けましたが、親も内容をよく理解できず、通訳できませんでした。次回は通訳を頼もうと考えました。(結局本人の大学が始まり、親が手続きを代行したため通訳は頼みませんでした。)

年金課でも持参した書類が証明できる内容かどうか判断できないものもあり、担当の方は何度も年金事務所に確認を取って下さいました。予約をして数回通うと課長が対応して下さいました。学校での健診記録には小学部1年生までの聴力の記録しかなく、それ以降はとっておいた聴力測定の検査表を見て記入しました。

初診病院、転院先病院のカルテは20年も前なので残っておらず「受診状況等証明書が添付できない申立書」が必要となりました。必要なものがなければ申請できないとのことで、参考資料(身障手帳・母子手帳・小中学校の健康診断記録や成績通知書・ろう学校の在学証明・卒業証書・第三者証明)を集めました。

かかりつけの耳鼻科で紹介状を書いてもらい医大に行きましたが夏休みにはABRの予約がとれず、冬休みの受診となりました。医大でABRを受診した後、耳鼻科で診断書を記入して頂き、役所に書類をすべて準備して申請しました。

国民年金加入(学生納付特例)と障害年金の手続きが重なり、混乱したまま手続きをすすめました。障害のレベルで、申請しても受理されるか分からないものの、一生同じ聴力のまま過ごせるか分からないので、現在集めておける資料は残しておくことをお勧めしたいです。

### ※※初診日の確認について※※

障害基礎年金の手続きで卒業生が困ったと相談を受けることがあります。それは、「初診日の確認」です。「受診状況等証明書」を初診の病院に記入してもらいますが、病院の廃業やカルテなどの診療録が残っていないため初診日を証明できないことがあります。その場合、「受診状況等証明書が添付できない申立書」を作成しますが、その参考書類として、「身体障害者手帳」や「診察券」、「学校の健康診断の記録や成績通知表」、「ろう学校の在籍証明・卒業証明」「第三者証明」などを添付することになります。

また、「障害年金の初診に関する調査票」には中学校卒業からの聴力の経過について記入する欄もあります。

※『初診日』とは難聴のことについて病院で一番初めに診察を受けた日のことです。病院で初めて「難聴です」と言われた確定診断の日ではありません。

年金の手続きなんてまだまだと思われるかもしれませんが、資料(初診日の記載された診断書)などは手元に置いておいた方が良さそうですね。